

通商産業省

平成10・05・11資第8号

平成10年8月26日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大 臣



関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び
4号原子炉施設の変更）について（諮問）

関西電力株式会社取締役社長 秋山 喜久 から平成10年5月11日付け関原火発
第3号（平成10年8月6日付け関原火発第27号をもって一部補正）をもって、核原
料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第
1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条
第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係
る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第
4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴
委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 3号炉及び4号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を装荷する。これに伴い、燃料取替用水タンクのほう素濃度を変更する。
- (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化する。
- (3) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は以下のとおりである。

- (1) 3号炉及び4号炉において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体を装荷する。これに伴い、燃料取替用水タンクのほう素濃度を変更する。
- (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化する。
- (3) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は、工事を伴わず資金及び調達計画は必要としない。